

次世代育成支援対策推進法の行動計画

当社は、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2.計画内容

【目標 1】

妊娠中、休業中及び復職後の女性社員のための相談窓口を設置する。

【対 策】 平成 27 年度～

- ・ 相談窓口担当者の選定
- ・ 相談窓口の設置

【目標 2】

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付
労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知をする。

【対 策】 平成 27 年度～

- ・ 対象となる社員への説明と手続きの代行
- ・ 社内イントラによる従業員への周知

【目標 3】

年次有給休暇取得促進のための措置を講じる。

【対 策】 平成 27 年度～

- ・ 一斉有休休暇(2 日/年)設定による有給休暇取得の促進
- ・ 年次有休休暇取得状況を把握し、原因の分析を行う。
- ・ 年次有給休暇取得促進のための措置の内容検討。
- ・ 年次有給休暇取得促進のための措置を実施する。